

小樽市総合体育館
指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月
小樽市教育委員会

目次

施設の概要	1
管理に当たっての条件	1
1 指定管理業務の範囲	1
2 指定管理業務に要する経費	2
3 指定の期間	2
4 管理の基準	2
5 役割・リスクの分担	4
応募条件	4
1 共通事項	4
2 個別事項	5
申請の手続き	5
1 提出書類	5
2 申請書の提出	5
3 公募説明会の開催	6
4 質問事項の受付	6
5 留意事項	6
選定方法	7
1 審査基準	7
2 選考手続	7
3 選考結果の通知、公表	8
4 スケジュール	8
協定の締結	8
1 協定に盛り込む事項	8
2 協定の締結に際し必要な事項	8
3 協定が締結できない場合の措置等	8
事業実施状況の監視等	8
1 施設利用者のアンケートの実施	8
2 帳簿書類等の提出要求	8
その他の事項	9
1 業務の継続が困難になった場合等の措置	9
2 業務の引継ぎ	9
3 暴力団等の排除について	9
4 その他協議すべき事項	9

(様式)

公の施設指定管理者指定申請書(様式第1号)

事業計画書、自主事業実施計画書

施設管理に係る収入及び支出見積書

質問票

誓約書

小樽市総合体育館の指定管理者募集要項

小樽市では、昭和49年に小樽市総合体育館を設置し、「市民生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に寄与するための施設」として市民の利用に供してきたところです。

小樽市総合体育館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び小樽市総合体育館条例(昭和49年小樽市条例第29号)第2条の規定に基づき、施設の管理に関する業務を一括して行う指定管理者制度を、平成18年度より導入しておりますが、現在の指定期間が令和8年度で満了となるため、令和9年度から業務を行う指定管理者の募集を行います。

施設の概要

施設名称	小樽市総合体育館
施設の所在地	小樽市花園5丁目2番2号
供用開始	昭和49年8月10日
施設の設置目的	市民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るため。
建物の概要	構造・規模 : 鉄筋コンクリート3階建 建築面積 : 5,385㎡ 延床面積 : 8,513㎡ 最高軒高 : 17m
収容人員	固定席 : 2,150席 ロールバックスタンド : 200席 移動席 : 4,000席
主な施設	主競技場 (アリーナ): 2,425㎡ バスケットボール3面・バレーボール3面・バドミントン 12面 テニス3面・卓球20面・体操一式・その他室内スポーツ及び 行事催し物などに使用できます。 第1体育室 : 160㎡ 剣道ほか 第2体育室 : 164㎡ 柔道ほか 第3体育室 : 370㎡ 卓球ほか 第4体育室 : 620㎡ 体操一式・バスケットボール・バレーボール・テニス(各1面) バドミントン4面 トレーニング室 : 138㎡
その他の施設	ステージ控室・更衣室・シャワー室・事務室・医務室・会議室・ロビー・売店・エントランスホール 男子便所・女子便所・ボイラー室・電気室・バッテリー室

管理に当たっての条件

1. 指定管理業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

詳細は、別に定める「小樽市総合体育館指定管理者業務仕様書」に従い実施することとします。

- (1) 体育館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務、施設等の保守点検、清掃、暖房、植栽管理、消耗品等の調達のほか次の業務を行います。

- ア 保守管理業務
- イ 備品等の保守管理業務
- ウ 保安警備業務
- エ 除排雪業務
- オ 施設保全業務

- (2) 体育館使用の受付及び使用許可、取り消しに関する業務

- ア アリーナ、小体育室、会議室及び放送設備の利用の受付及び許可(取り消しを含む。)に関する業務

- イ 施設の利用案内に関する業務
- ウ 個人使用券、回数券の販売に関する業務
- エ その他
- (3) 体育指導に関する業務
 - ア 教育委員会主催事業及び自主事業の開催に関する業務
 - イ 利用者へのマナー等の指導に関する業務
 - ウ 利用者への安全指導と人数調整に関する業務
 - エ 体育器具、トレーニング器具の使用方法的説明・指導に関する業務
- (4) 体育施設使用の受付及び使用許可に関する業務
 - ア 体育施設の利用の受付及び許可に関する業務
 - イ 施設の利用案内に関する業務
 - ウ 個人使用券、回数券等の販売に関する業務
 - エ その他
- (5) その他小樽市総合体育館の設置の目的を達成するために必要な業務
 - ア 事業実績報告書の作成
 - イ 利用調整会議の開催
 - ウ 利用統計

上記の他に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により、使用料の徴収事務を委託します。

(1) 徴収事務の内容

指定管理者は、総合体育館の使用料及び体育施設使用料を利用者から徴収し、翌日中に小樽市指定金融機関に納付していただきます。ただし、納入日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に納入すること。なお、使用料は小樽市の収入となります。

(2) 使用料の額

使用料は、小樽市総合体育館条例別表、小樽市体育施設条例(昭和30年小樽市条例第21号)別表及び小樽市都市公園条例(昭和32年小樽市条例第20号)に定める額とします。

(3) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)

使用料等(利用料金・自主事業による収入を含む。施設に応じて記載を変更。)を徴収した相手から適格請求書(インボイス)の交付を求められた場合、インボイスを交付し、その写しを保存すること。

2. 指定管理業務に要する経費

(1) 小樽市が支払う管理費用

小樽市は、小樽市総合体育館の指定管理業務に要する経費(管理費用)として、事業計画書で提案いただいた金額を参考に、協定を締結し管理費用を支払います。

(2) 管理口座、区分経理

管理経費は、指定管理者となる法人本部の事業に係る口座とは別の口座で管理し、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理することとします。

3. 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。

4. 管理の基準

(1) 休館日

休館日を次のとおりとし、それ以外を開館日とします。ただし、アからイまでにかかわらず教育委員会又は指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会と指定管理者との協議により、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

ア 12月29日から翌年の1月3日までの日

イ 整理日として毎月の最終金曜日

(2) 開館時間

午前9時から午後9時までとします。ただし、教育委員会又は指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会と指定管理者との協議により、開館時間を臨時に変更することができます。

- (3) 業務の一括委託の禁止
指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、指定管理業務の一部について、あらかじめ教育委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 関係法令の遵守
指定管理者は次に掲げる関連する法令等を遵守し、業務を遂行することとします。
ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他労働関係法令
イ 消防法(昭和23年法律第186号)
ウ 地方自治法
エ 小樽市総合体育館条例
オ 小樽市総合体育館条例施行規則(昭和49年小樽市教育委員会規則第7号)
カ 小樽市都市公園条例
キ 小樽市体育施設条例
ク 小樽市体育施設使用規則(昭和51年小樽市教育委員会規則第1号)
ケ その他関係法令
- (5) 建築物環境衛生管理技術者の配置
興行場法(昭和23年法律第137号)における興行場として使用する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定されている特定建築物に該当するため、建築物環境衛生管理技術者を配置する必要があります。
- (6) 個人情報の取り扱い
指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとします。
指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は指定管理者が行う指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。
- (7) 情報公開
指定管理者は、小樽市情報公開条例(平成18年小樽市条例第52号)に基づき、小樽市を通じて、管理業務の実施に当たって保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに応じなければなりません。
- (8) 文書の管理・保存
指定管理業務を行うに当たり作成し、又は受領した文書等は、小樽市教育委員会文書規程(昭和54年小樽市教育委員会規程第2号)に基づいて、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、教育委員会の指示に従って引き渡すこととします。
- (9) 守秘義務
指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様とします。
- (10) 環境への配慮
指定管理者は、指定管理業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に留意することとします。
ア 環境に配慮した商品購入の推進、及び廃棄物の適正処理
イ 電気・ガス・重油等のエネルギー使用量の削減
- (11) 感染症等対策の管理、徹底
感染症等が発生した場合を想定し、速やかな対応ができる業務体制を整えるとともに、感染症等の感染拡大を防止するための管理等を行うこととします。
- (12) 事業計画書及び収支予算書の提出
毎年度10月末日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書について、教育委員会と調整を図った上で作成し、提出するものとします。
- (13) 事業実績報告書の提出
毎年度終了後に、指定管理業務に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の5月末日までに教育委員会に提出するものとします。

5. 役割・リスクの分担

役割・リスクの分担の基本的な考え方は、次のとおりとします。なお、詳細は協定を締結する際に定めることとします。

項目	指定管理者	小樽市
施設の維持管理	○	
施設の補修(1)	○ (修繕)	○ (改修)
施設内等の物品及び現金の管理	○	
必要な備品及び消耗品の購入及び管理	○	
安全衛生管理	○	
事故、火災等による施設の損傷	○ (責めに帰する場合)	○
事故、火災等による利用者への責任	○ (責めに帰する場合)	○
災害復旧		○
包括的管理責任		○
不可抗力(2)		○

1 「施設管理に係る収入及び支出見積書」の修繕料は3,000千円(消費税及び地方消費税を含む)で見積もってください。

修繕に当たっては、教育委員会と事前に協議(緊急の場合は除く)することとし、修繕料の過不足額は年度末に協議の上、精算することとします。

2 不可抗力とは地震、暴風、豪雨、洪水、火災、感染症その他市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う、施設の復旧に要する経費の増加及び事業の履行不能な状態を指します。

応募条件

1. 共通事項

応募者は法人その他の団体、若しくはグループ(以下「法人等」という。)とし、個人での応募は受け付けません。

また、次の事項に該当する法人等(法人以外の団体・グループにあってはその代表者)は応募することができません。

公の施設の管理を行わせるに当たっての協定を締結する行為能力を有せず又は破産者で復権を得ないこと。

地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受け、その取り消しの日から4年を経過していないこと(法人以外の団体の代表者が同項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある法人以外の団体の代表者であった場合を含む。)

地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定により、小樽市が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加することができない法人等。

小樽市税その他の公租に滞納があること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体(以下「暴力団等」という。)であること又は法人等の代表者若しくは役員が暴力団の構成員であること。

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者としての登録を受けていない法人等

上記については、小樽市が公の施設指定管理者指定申請者の提出を受けた法人等の状況について、必要に応じ関係機関に確認することがあります。

グループ応募に当たっての留意事項

- ・「グループ」とは、複数の法人又は法人以外の団体で構成する団体をいいます。
- ・グループで応募する場合は代表する法人を定めなければなりません。
- ・単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員になることはできません。
- ・同時に複数のグループの構成員になることはできません。
- ・グループの構成員を代表する法人等は、下記の2. 個別事項の条件を満たしていなければなりません。
- ・グループを構成する団体全てが適格請求書発行事業者としての登録を受けている必要があります。

2. 個別事項

小樽市内に事務所を有する法人等であること。

教育委員会主催事業及び自主事業が展開でき、利用者に対して体育指導を行える者を配置できること
ボイラー取扱作業主任者(1級)を配置できること。

危険物取扱者(乙種4類又は丙種)を配置できること。

防火管理者(甲種)を配置できること。

申請の手続き

1. 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

公の施設指定管理者指定申請書

事業計画書

施設管理に係る収入及び支出見積書

消費税及び地方消費税の税率は一律10%として算出してください。指定期間中に消費税が変更となった場合は、小樽市と指定管理者が再協議するものとします。

記載例を参考に、詳細な内訳及び積算根拠を示してください。

会社概要書、営業経歴書その他法人等の活動内容及び沿革を明らかにする書類

直近2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(これらを作成していない場合にあっては、その他の財務諸表)の写し

法人にあっては、法人の登記事項証明書(これを複写したものを含み、提出日前2月以内に交付されたものに限る。)並びにその証明書に記載されている役員全員の氏名、生年月日及び住所を明記した書類

法人以外の団体にあっては、その役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類並びにその代表者の住民票の写し(これを複写したものを含み、提出日前2月以内に交付されたものに限る。)

定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの

法人税、消費税及び地方消費税、道税、小樽市税に未納がないことを証明する書類(これらを複写したものを含み、提出日前1月以内に交付されたものに限る。)

暴力団排除に関する誓約書

グループ応募の場合は、その構成員を記載した書類

グループを構成する団体については、すべての構成員の関係書類(上記 から までの書類)

指定管理業務を行うに当たって資格、免許等を有する者が必要となる場合にあっては、その者が当該資格、免許等を有することを証明する書類

2. 申請書の提出

申請書は持参又は郵送により受け付けるものとし、受付期間、場所等は次のとおりとします。

なお、電子メール、FAXでの提出は受け付けません。

(1) 受付期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月16日(水)まで

(2) 受付場所

ア 持参する場合

小樽市緑3丁目4番1号

小樽市教育委員会庁舎2階

小樽市教育委員会教育部生涯スポーツ課

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時00分から午後5時20分まで

イ 郵送の場合の送付先

〒047-0034

小樽市緑3丁目4番1号

小樽市教育委員会教育部生涯スポーツ課

書留郵便等により9月16日(水)当日消印有効とします。

(3) 申請書類の提出部数

正本1部、副本2部

3. 公募説明会の開催

公募に関する説明会を次のとおり開催します。説明会において、施設に関する資料を配布します。

日 時	令和8年8月5日(水)午後3時
場 所	小樽市教育委員会庁舎 2階第2会議室
参加人数	1団体あたり2名以内とします。
参加申込先	8月4日(火)午後1時までに申請書の提出先に連絡してください。
説明会での質問	8月4日(火)午後1時までに書面で申請書の提出先に提出してください。

4. 質問事項の受付

募集要項に関する質問がある場合は、書面で申請書の提出先に、令和8年8月3日(月)から令和8年8月18日(火)までに持参又は送付(電子メール、ファクシミリ可)してください。

回答は電子メールで回答するとともに、小樽市のホームページで令和8年8月25日(火)に公表します。

5. 留意事項

(1) 申請書類の補正及び追加提出

申請書類は、受付期間内に限り補正及び追加提出することができます。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、小樽市は、指定管理者の選定事務に関連して必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(3) 提出した資料の取り扱い

小樽市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的内であっても、小樽市の承諾を得ることなく、第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

(4) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届(様式は自由)を提出してください。

(5) 虚偽の記載をした場合

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(6) その他

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

選定方法

申請者から提出された申請書類の審査は、小樽市公の施設指定管理者選考委員会において候補者を選定し、議会の議決を経て小樽市が指定管理者を指定します。

1. 審査基準

審査における評価項目、主な評価の視点及び配点は以下のとおりです。

評価項目及び主な評価の視点	配点
1 施設の管理を安定して行うことができること (1) 申請者の経営状況 財務状況が施設の管理を行う上で十分なものか (2) 施設管理に必要な人材配置 職員配置の計画は適正か 職員の研修内容は適切か 職員の雇用について小樽市内からの雇用に配慮しているか (3) 施設管理の安全性 防犯、防災、感染症等対策は適切か 緊急時の体制、対策は適切か 施設設備の保守、管理対策は適切か	30
2 施設の効果的かつ効率的な管理ができること (1) 事業計画の内容 事業計画に施設設置目的が反映されているか 実施可能な事業計画か 関係法令、条例等の規定を遵守しているか 利用者へのサービス向上が図られているか 独自の発想に基づく提案となっているか 運営に対する熱意があるか 環境への配慮がされているか (2) 管理経費の縮減 管理経費の縮減が図られているか 実施可能な見積書か (3) 自主事業の展開 自主事業の提案内容はどうか (4) 管理実績 類似施設の運営実績はどうか 運営に必要な情報、知識、ノウハウ等を持っているか	50
3 施設の使用について、公正性及び公平性の確保ができること (1) 利用の平等性 利用者の平等利用が確保されているか (2) 個人情報保護の施策 個人情報の保護は図られているか (3) 利用者ニーズの把握、関係団体との連携、苦情処理 利用者ニーズの把握が適切に行われるか 各種団体との連携が図られているか 高齢者、障害者等への配慮がされているか 利用者からの苦情に対する対応は適切か	20
合 計	100

2. 選考手続

提出された申請書及び添付書類について審査します。

提出していただいた申請内容について、後日プレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングをさせていただきます。

プレゼンテーション当日に、説明資料等の提出及び配布はできません。

3. 選考結果の通知、公表

指定候補者の選考結果については、令和8年10月下旬までに、申請者全員に対して通知します。
ただし、正式な通知については、議会の議決後に行うこととなっておりますので、改めて、申請者全員に対し結果を通知します。

また、指定候補者の選考結果は、小樽市のホームページに掲載しますが、掲載に当たっては、応募のあった全法人等の名称及び審査基準に基づく評価結果(評価点数)を公表しますので、あらかじめ御了承願います。

4. スケジュール

7月31日(金)	募集の告示及び募集要項等の配布
8月 3日(月)～8月18日(火)	質問事項の受付
8月 5日(水)	公募説明会
8月25日(火)	質問事項の回答
9月 1日(火)～9月16日(水)	申請書の受付
10月	選考委員会による候補者の選定
11月	教育委員会による指定管理者の選定
12月	市議会による議決、指定管理者の指定の告示 指定決定の通知(指定決定者以外は指定結果の通知)

協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理業務の実施に関し、協定を締結するものとします。

1. 協定に盛り込む事項

管理業務の具体的内容

協定の有効期間

事業年度

管理費用

施設の管理及び使用(経費負担、リスク分担等を含む。)

実施調査等、指定の取り消し、業務停止等

禁止事項(権利譲渡、一括業務委託等)

報告、提出事項(事故、申請内容の変更)

損害賠償、現状回復等

個人情報保護、情報公開、行政手続等の遵守

指定期間全体を通じて適用する事項を定める「基本協定」と、毎年度取り決めるべき事項を定める「年度協定」を締結いたします。

2. 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と教育委員会が協議の上、定めることとします。

3. 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

事業実施状況の監視等

1. 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について教育委員会に報告するものとします。

2. 帳簿書類等の提出要求

監査委員等が小樽市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

その他の事項

1. 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに小樽市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、小樽市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができることとします。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、小樽市は指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、または業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、小樽市に生じた損害を賠償するものとします。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力(地震、暴風、豪雨、洪水、火災、感染症その他市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。)、その他小樽市又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、小樽市と指定管理者は、業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合、小樽市は指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(4) 災害緊急時の場合

災害緊急時においては、小樽市が当該施設を使用することができるものとし、小樽市の指示に従って、指定管理者は施設の管理を行うものとします。

2. 業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取り消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するものとします。

3. 暴力団等の排除について

指定管理者が次のいずれかに該当する場合には、小樽市は指定管理者の指定の取消しができるものとします。

役員等が暴力団員であるとき

暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」)が経営に関与しているとき

役員等が暴力団等を利用するなどしたとき

役員等が、暴力団等に資金等を供給し、その他経済的な便宜を図ったとき

役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

再委託又は物品購入等その他の契約に当たり、その相手方が から までのいずれかに該当することを知らながら、契約を締結したとき

から までのいずれかに該当する者を再委託等の契約の相手方としていた場合(に該当する場合を除く)に、小樽市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき

4. その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、小樽市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

○ 問合せ先

小樽市教育委員会教育部生涯スポーツ課

TEL 0134-32-4111 内線7318 木戸、今堀

FAX 0134-33-6608

メールアドレス syogai-sports@city.otaru.lg.jp